

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

### ○越智委員長 階猛君。

#### ○階委員 立憲民主党の階猛です。

先般の地震によって被害を受けた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

私は東日本大震災の被災地の出身でございますけれども、十年たつてもまだ余震があれだけの大きな規模で起こるということに、改めてあのときの震災の甚大さを思い起こしたわけであります。

当時、家を失った方、仕事を失った方、生活の基盤が壊された方がたくさんいらっしゃる中で、災害援護貸付け、災害弔慰金法の下での比較的所得が低い方に利用される、三百五十万円が上限だったと思います。そして、六年間返済期間が猶予されて、もう返済がスタートしている方もたくさんいらっしゃると思います。

ところが、この間、それほど経済的に恵まれていたような状況では被災地はなかったという中で、延滞なども多数発生しております。

更に加えて、コロナ禍においてますます厳しく

なっているということから、金融庁の方でも、個人版債務整理ガイドライン、資料でお配りしていただきますけれども、これにコロナ禍で影響を受けた人の特則というのでも定められまして、運用が開始されております。

この個人版ガイドラインのコロナ特則を災害援護貸付けの方にも適用してほしいというような要望が地元の弁護士から寄せられております。

そこで、今日は赤澤副大臣にお越しただいておりますけれども、このガイドラインの中で、適用を受ける債権者というところが、二ページ目の右側に下線を引いているところがあります。対象債権者の範囲というところで、債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

今申し上げました災害援護貸付けの債権者は市町村であります。この市町村というのは例示された中には挙がっておりませんが、その他の債権者に含まれるということではないのかどうか、まずここを確認させていただきます。

○赤澤副大臣 階議員には、過去一貫して、被災者支援の観点から、令和元年の災害弔慰金法の改正の与野党協議にも積極的に御参画、御貢献いただいております。ありがとうございます。

お尋ねの自然災害債務整理ガイドラインのコロナ特則でございますが、これは金融機関などによる研究会によりまとめられたものでございまして、金融機関などが、新型コロナウイルスの影響により住宅ローン等の債務を弁済できなくなった個人の債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、

債権者と債務者の合意に基づいて債務を免除するというものでございます。

お尋ねのガイドラインの対象となる債権者は、金融機関などのほか、必要なときはその他の債権者も含むとされており、御指摘のとおりでございます。その他の債権者には、災害弔慰金法に定める災害援護資金貸付けを行う市町村も除かれるものではないというふうに承知をしております。

#### ○階委員 はい。承知しました。

そこで、その他の債権者に当たるということを確認できましたので、ガイドラインの下で市町村が災害援護貸付けに係る債務を免除いたします。その場合、災害弔慰金法十四条という条文がありまして、これは資料の二、ページ番号でいうと四ページを見てください。上の方に災害弔慰金法を書かせていただいております。市町村が災害弔慰金法十四条に基づき免除した場合、県は市町村が免除した償還額を免除し、国は県が免除した償還額を免除するという規定があります。

これは何を言っているかというと、この災害弔慰金法の貸付けの原資というのは、県がまず市町村に貸して、そのうち三分の二は県に対して国が貸している、こういうバックファイナンスが二段階になっているというふうな仕組みですね。

ところで、市町村が免除することを自由にできるかどうかということなんですが、そこには要件がありまして、その一つ上の段落に、これは平成三十一年の改正の際に追加されたところですけれども、破産手続開始の決定あるいは再生手続開始の決定に該当する場合になったときという要件が

かかってくるわけです。

ところで、ガイドラインの方にまた戻っていたところで、ガイドラインの方にも適用を受ける、今度は債務者の方ですけれども、どういう債務者に適用があるかという点、資料の二ページの左側です。破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者に適用するということが二ページ目、左側の上の方に書かれておりますので、条文上は必ずしも当てはまっているかどうか微妙なところではあるんですけども、これは政策判断として、破産手続開始を受ける債務者と同じような境遇にある災害援護資金を借り受けた債務者については、災害弔慰金法十四条を類推適用するなりして市町村の免除を認め、バックファイナンスをした県や国やらの免除も認めるといえるのがいいのではないかと今ふうに考えますけれども、この点について御見解をお願いします。

**○赤澤副大臣** 災害援護資金貸付金について、災害弔慰金法十四条に基づき、市町村は、借受人が死亡、重度障害となったときのほか、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときに償還未済額の全額又は一部を免除することができるとされ、この場合、その財源を貸し付けている県への償還や、県の国への償還を免除するものとされているのは御指摘のとおりでございます。

ガイドラインによる債務整理は、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当する債務者について、法的倒産手続によらずに債務の免除を行うものがあり、災害弔慰金の免除の要件である破産手続開始の決定を受ける前のものでありますので、災害

弔慰金法十四条での免除の要件とは合致しないというところがございます。

このため、市町村がガイドラインによる債務整理に応じて災害援護資金貸付金の債務を免除するとしても、災害弔慰金法に基づく市町村や県の償還金の債務を県や国が免除することはできないものと考えておりました。類推適用というお話があったんですが、やはり国の債権の保全といったことも大変重要なこととございますので、なかなか難しいところがあるというふうに考えております。

**○階委員** この点については立法的な手当てをひよっとすると検討しなくちゃいけないかもしれませんが、まず現行法でできることを考えていきますと、この災害援護貸付金について、その下、地方自治法による債権放棄とか、債権管理法による免除というのがあります。

例えば、地方自治法の施行令に基づく、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときは履行延期の特約を結ぶことができる、あるいは、その場合に市町村に貸し付けた県の方も免除することができる、あるいは、国の方も、債権管理法に基づいて、これは十年経過後ですけれども免除することができるといったような規定があるわけです。こちらは、いきなり免除するのではなくて、まずは無資力又はこれに近い状態にあるときには履行延期の特約を結んで、それから十年たった後になお厳しい状況にあるときは免除ということになるわけですけれども、ここで問題になるのは、ここでも債務者の要件として、無資力又はこれに近い状態にあるときということになっております。

このガイドラインが適用になる場合というのは、債務者はさっき言ったように破産状態に近いという点なので、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときということに当てはまると思うんですけども、当てはまるという理解でよろしいかどうか。

こちらは、債権管理法は財務大臣、そして地方自治法の部分については総務省の政務の方から御答弁をいただければと思っております。二点お願いします。

**○麻生国務大臣** 今の債権管理法の方で、債権管理に関するこれは一般法ということになりますけれども、この法律の第三十二条において、国の財産保全の観点から、今、階さんおっしゃったとおり、債務者が無資力又はこれに近い状況ということにある場合、もうちょっと債務の履行を延期して十年を経過した後なお弁済の見込みがない時に限りということで、国が当該債務というものを免除することができると定めております。

この法律の条文で無資力又はこれに近い状況というものの定義ですけれども、債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度の生活状況又はこれに準ずる状態ということを意味すると解されております。

他方、御指摘のありました債務整理ガイドラインというものは、新型コロナの影響によって債務の弁済が困難となった債務者については、破産手続によらず、生活、事業の再建を図るためのものというところになっておまして、こうした債務者が債権管理法上の無資力又はこれに近い状況とい

うのに当たるか否かということが一番言っておられる点なんだと理解しておりますので、これは一概にお答えすることは困難なんだと考えていますが、いずれにしても、債権を管理する立場の各省庁から相談があった場合ですけれども、個々の状況、債務者の状況等を踏まえつつ適切に対応していかざるを得ぬということになるかと存じません。

○熊田副大臣 お答えいたします。

地方自治法施行令第七十一条の七では、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、債務の履行を延期して十年を経過した後においてなお弁済することができない見込みがないと認められるときに限り、地方公共団体の長は当該債務を免除することができると定められております。

なお、同条に規定する無資力又はこれに近い状態については、国の会計について定める債権管理法と同様、債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度の生活状態又はこれに準ずる状態を意味するものと解されておりますが、その適用に関しては、各地方公共団体において個別の事案ごとに判断すべきものと考えております。

○階委員 市町村が、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときということを判断すれば、県や国もそれに従うということではないのかどうか、あるいは、県や国はまた独自の判断をするということになるのか、まずその点を確認したいんですが、財務大臣、それはどちらになるんですか。

○麻生国務大臣 これは多分、階先生、個別の状況に多分よるんだと思うんですね。一概にちよつ

と、それは町ですとかそれは県ですとか一概に言えるか、ちよつとそこところは個別の状況によるかなと思いますけれども。

○階委員 やはりこの辺りが、災害援護貸付けについてガイドラインを適用する上でネックになっているところかなと思うんですね。

ガイドラインの適用を受ける債務者というのは、先ほど来議論しておりますとおり、生計を維持するに足る資力を有しないという状況とほぼ同視できるかどうか、同視できると思うんですね。同視できるかどうか、同視できると思えば、もう債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときだというふうに認めて、市町村が履行延期の特約を結び、そして、十年その状況が続いたら国や県は免除ができるということと政府内で整理された方がいいと思えます。

これは法改正ではなくて解釈の問題です。債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときの中には、債務者がガイドラインの適用を受ける場合を含むというふうに整理していただければいいのかなと思っております。

大臣に、最後、この点についてちよつと検討をお願いしたいんですね。いかがでしょうか。  
○麻生国務大臣 これは災害援護資金貸付けの免除ですか、だから、したがって、災害弔慰金の法の趣旨とかいろいろあるんだと思いますので、目的や他の貸付金とのバランス等々も考えないかぬと思えますので。

それからいくと、これは所管の内閣府でちよつと調整をせぬと、私ども財務省だけでどうのこう

のとか、総務省等、皆関係してきますので、ちよつとなかなかいかぬと思いますので、これはやはり内閣府において整理されるべきものであると考えますので、ちよつとこの点は検討せないかぬところでしょうか。

○階委員 最後の方、検討しなくちゃいけないというふうに伺いましたけれども、それでいいですね。はい、よろしくお願いします。ガイドラインは金融庁も関わって作っておりますので、是非主体的に御検討もお願いします。

話題を変えまして、地方創生臨時交付金というのが、今回三次補正でも予算に盛り込まれました、一・五兆円ですか。このうち一兆円は地方単独事業に使えるということで、これは緊急事態宣言地域や今回新たに設けられた蔓延防止等重点地域、こういった地域に該当しない私の岩手のような地域にとつては、非常にありがたいものです。この一兆円が配分されることによって、地方独自の事業者支援なども行い得るということになりましたので、これは是非それぞれの地方で活用を進めていくべきだと思っております。

その上で伺いたいたんですが、私の資料の三というのを見ていただきたいんですが、通し番号のページでいうと五です。

この地方創生臨時交付金、各県、市町村に配分されるわけですけれども、交付対象外経費の中に、事業者等への損失補償という項目があります。事業者等への損失補償をする場合は、交付金の対象になりませんよということなんです。

ところで、その中身を見てみますと、事業者等

に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請、指示に従い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には交付金を充当しないことという説明になっております。

ところで、緊急事態宣言とか蔓延防止等重点措置の地域では当然要請とか指示があると思うんですが、それ以外の地域では要請とか指示がないのはないと思うんですね。ということは、私のような岩手では、この要件がネックになって交付対象外になるということはないという理解でいいのかどうか、確認させていただきます。

○吉川大臣政務官 いただいた質問でございますが、地方臨時交付金の地方単独事業分ということでございます。

委員おっしゃっていただいたように、三次補正では一兆円ということになっておりますが、これの損失補償というに関して質問をいただいたわけでございます。

この損失補償が、委員御指摘のとおり、確かにこれは指示、要請に伴いこれらに生じる損失額、つまり、逸失利益を直接的に補償する目的で地方自治体が経費の支出を行う事業は対象外とされておるわけでありまして、委員の御指摘に關しましても、要請、指示等がなければこれらに關しての拠出というものはできないというような認識でおります。

なお、ただ一方で、これはそもそも自由度の高い交付金ということになっておりますので、例えば独自の時短要請であるとか、そういったものに

關して協力する事業者を支援するというような目的での協力金、こういったものの支出は自治体の判断でできるものと認識をしております。

これは一次、二次の補正でも同じものがあつたわけでございますが、その際にも、自治体独自で様々な形で感染防止等の対策に協力をいただいている企業さん、これはイベント、飲食、こういったところに関わる業種に限らず様々な支援をしていただいたという事例がございますし、三次補正においても検討していただいている自治体、こういったものがあるものと認識をしております。

こういった取組によって、そもそもこの地方創生創生臨時交付金の趣旨である、国の施策ではカバーできない部分を地方自治体独自の取組で支援できるように、直接の補償というのは、これはつまりとるところ事業活動に内在する制約ということになりますので、逸失利益の補填ということは指示があつてもなくても難しいということになっていくわけでございますが、説明したとおり、その他の形で、協力支援金という形で地方自治体の取組に期待するものであります。

○階委員 もう一点だけ確認させていただきます。

逸失利益の補填は難しいということをおっしゃられました。例えば、事業を継続するためには、やはり固定費でどんどんお金が出ていく。それで、その分を借入れとかでできればいいんですけれども、そういうのもままならないという場合に、利益までは面倒を見てほしいとは言わないんですけれども、固定費で出ていく分ぐらいは、雇調金とかはもちろんです使つて、それでもなおお足らざる部分

は、事業継続のためだということで、自治体が自分で補填してあげるといったことはありんじゃないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○吉川大臣政務官 まず、委員の先ほどの質問の前提として、固定費に關する補填というものが、例えば自治体がイベントの開催を制限したりしている状況下におけることなのか、それともふだんの事業経営のルーティンの中でのことをおっしゃっているのかということにもよるわけでございますが、例えばこれが、つまり、様々な制約のある中でということの支出ということになりますと、やはり地方創生臨時交付金の性質上、少し難しいのかなと思います。

ただ、それをふだんの事業活動の中において、協力金ですとか支援という形で企業さんに自治体が独自で支援をして、それを固定費に充てるのか、若しくは実質上売上げの補填として捉えるのか、こういったところは企業さんもそれぞれかとも思っています。

つまり、項目として何か制限があるときに逸失利益の分を補填すること、これは申し上げているとおりできないわけでございますが、支援金ですとか協力金、つまり、これはあくまで感染防止対策でございますから、感染防止に協力をしていたのだということに関して、自治体はその自治体の中にある法人に様々な協力金、支援金をするという点では可能かとは思いますが。

なので、具体的にそれが固定費なのか何なのかということをおよつと私に問われると、それは自治体の判断にもよりますし、企業さんがどのよう

に会計に入れていくかということにもよるかと思  
いますので。

以上になります。

**○階委員** 要は、支援金とか協力金という名目で  
あれば、ある程度柔軟に対応できるというふう  
に伺いました。それでよろしいですね。その場  
うなずいていただければ結構です。はい、あり  
がとうございました。

では、済みません、内閣府から来ていただいた  
副大臣、政務官、総務省から来ていただいた副大  
臣の皆様には、ここで御退席いただいていた副大  
臣の皆さまには、ここで御退席いただきました。  
ざいます。ありがとうございます。

がらっと話題は変わります。

通告していませんが、麻生大臣に伺います。

あした二月十七日はどんな日だか、これは御存  
じでしょうか。分かなければ分からないで結構  
です。

**○麻生国務大臣** 記憶にありません。

**○階委員** 実は、あした二月十七日は国会にとつ  
ては大きな日です。安倍前首相が、私や妻が関  
係しているということになれば、間違いなく総理  
大臣も国会議員も辞めるという答弁を予算委員  
会でした日なんです。

そして、この国会の発言で改ざんが始まる原因  
がつくられたんだというふうには、昨年、自殺さ  
れた赤木さんの御夫人が手書きのメモを公開した  
ということがあります。

財務省で調査実務を担当した財務省の幹部の方  
も、この発言がきっかけとなって改ざんが始ま  
ったということも録音テープに残っているというこ

とで、やはり、この二月十七日の安倍前首相の発  
言がターニングポイントだったと言えるかと思  
います。

この間、私どもも予備的調査もして真相解明に  
努めてきたわけですが、いまだに肝腎の赤  
木ファイルが出てきません。その出てこない、提  
出されない理由を、財務省は訴訟に関わること  
あるため回答を控えたいということで、これは前  
代未聞の、今までなかったような回答でありま  
した。

そこで、昨年十一月二十四日、こういう理由で  
提出しないことは認められるのだろうかという問  
いに対して、近藤法制局長官から答弁をいただ  
いております。ここをまず振り返ってみたいん  
です。今日の資料の四番、ページでいうと六ペ  
ージです。

傍線を引いていますけれども、「現に裁判所に  
係属中の事件であるからといって、およそ国政調  
査の行使が許されなくなるわけではございませ  
んが、一般論としては、民事、刑事を問わず、裁  
判所に係属中の事件について裁判所と同様の目的  
で行われるなど、当該事件に係る裁判に不当な影  
響を及ぼすような国政調査については、その要求  
を拒み得ると解されております。」

ここで大事なことは、裁判に不当な影響を及ぼ  
すような国政調査については資料提出を拒み得  
るんだけれども、それ以外では拒みませんよとい  
うことを言っているんだと思うんですが、長官、そ  
の理解でよろしいかどうか、お答えください。

**○近藤政府特別補佐人** 私の先日の答弁でござい

ますけれども、今御指摘のように、基本的には、  
当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすよう  
な国政調査については拒み得るということでござ  
います。

**○階委員** そこで、政府の方は、一方、赤木夫人  
が提訴した民事訴訟において赤木ファイルを提出  
していないわけです。なぜ民事訴訟においても提  
出していないのか。この理由について、政府参  
考人、御説明いただけますか。

**○大鹿政府参考人** お答えいたします。

御指摘のファイルでございまして、現在  
係属中の国家賠償請求訴訟におきまして、存否も  
含めて求釈明事項の対象となっております。その  
上、先般、原告側から文書提出命令の申立てがな  
されているというところでございます。

これに対します国側の対応、その趣旨、理由等  
につきましては、私どもはこの訴訟の当事者で  
ありまして、現在このように訴訟が係属中であり  
ますので、訴訟に関わることであるということ  
コメントは差し控えさせていただきます。思いま  
すが、この国家賠償請求訴訟につきましては、国  
として引き続き必要な主張を行いながら、真摯  
かつ適切に対応していく所存でございます。

**○階委員** なぜ提出しないかという理由につ  
いては、結局、語らないわけですね。

そこで、私もいろいろ手を尽くしまして、この  
求釈明に対して政府側、国側が何と答えたかとい  
うことを、国側の代理人が作成した準備書面を取  
り寄せました。

資料五、八ページからのところを見ていただき

たいんですが、原告、赤木夫人ですけれども、原告側がこの赤木ファイルなどによって本省からの指示、修正箇所、改ざんの過程を明らかにしようというものであり、また、国において、亡き俊夫が、いつ、誰の指示に基づいて、どの部分をどのように改ざんしたのかを明らかにする必要があります。というふうには、国側としては受け止めております。

その上で、しかしながらということで、国は、原告の請求を基礎づける事実としての決裁文書の改ざんの経緯や内容等の事実についてはおおむね争いがないため、いずれも回答の要を認めない旨回答、いずれも言っておりますが、赤木ファイルも当然この中には含まれております。

また、次のページに行っていたきますと、現時点でも、原告の請求を基礎づける事実としては訴状に請求原因として記載された事実が変わりはないということで、なかなか一般の方には分かりづらい表現なんです。この請求を基礎づける事実というのが、裁判の勝ち負けを決する事実なわけです。ここにおおむね争いがないということで、回答の要を認めない、回答の必要がないということとを国は言っている。これはどういうことかという、要は、この赤木ファイルというのは裁判の結果に影響を与えないということを言っているわけです。

ということ、私も国政調査に対しては、不当な影響を及ぼす場合は出すことができないと言っているわけで、この裁判で国が言っていることは、まさに影響はない、この赤木ファイルは出しても影響はない、だから出さないとやっているわけです。

けです。これは矛盾していませんか。裁判でこれを言っているわけだから、裁判に影響がないと国が自ら自由しているわけだから、こちらに出してくださいよ。予備的調査に当たってください。提出しなくてはいけないと思いますよ。どうですか、矛盾していませんか。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

今委員が言われました、令和三年十二月二日に裁判所に提出した被告国第二準備書面、今、このパネルの資料の五で提示されているものでありますけれども、これにつきましては、国としてまだ法廷で陳述をしておりますので、訴訟記録となっておりますが、その旨の記述があることは事実でございます。

他方、これに對しまして、原告側から先日、文書提出命令の申立てがなされたということは先ほど申し上げたとおりでございます。現在裁判が係属しているということだと思います。

したがって、私どもとしては、現在裁判が係属しておりますので、この存否も含めてコメントは差し控えさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、現在係属中の訴訟につきましては、裁判所の訴訟指揮の下、国として引き続き必要な主張を行いつつ、真摯かつ適切に対応していくというのが私どもに課せられている事柄であると考えております。

○階委員 いや、もう一回確認しますよ。

この書面に書かれてあるとおり、裁判において、赤木ファイルを出しても結果に関係ないから、

だから出す必要がないと言っているわけですよ。つまり、裁判に影響がないことをこの準備書面で言っている。

裁判に影響がないんだしたら、先ほど近藤長官が言ったように、国政調査には応じる義務があるんじゃないんですか。裁判に不当な影響を及ぼす場合に限って提出を拒み得るんですよ。さっきの近藤長官はそうおっしゃっていたでしょう。だったら、ここに出してくださいよ。矛盾しているんじゃないですか。国政調査権を踏みにじるようなことを皆さんはやるんですか。国会の権威を踏みにじるんですか。出してください。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど令和三年十二月二日に裁判所に提出したと申し上げましたが、令和二年の誤りでございます。ここで訂正をさせていただきます。と思います。

その上で、御質問でありますけれども、お答えでありますけれども、予備的調査につきましては、これは私ども、衆議院のウェブサイト等で確認をしておりますけれども、議院の国政調査権に基づく調査そのものではなく、これを補完するものであって、その調査協力要請は強制にわたるものではないという説明がなされていると承知しております。

その上で、予備的調査は国政調査権を補完するものでありますので、私どもとしてはこれに可能な限り協力すべきものであると考えておりまして、こうした観点から、先般御要請をいただきました大変多岐にわたる資料について、合計百三十名の

職員に対して必要な資料探索等の確認を行うなど、できる限りの協力をさせていただきます。大部の資料を提出させていただきました。

御指摘のファイルにつきましては、先ほど来お答えしておりますように、現在係属中の国家賠償請求訴訟におきまして求釈明事項の対象となっており、また、文書提出命令の申立てもなされておりますので、訴訟に関わるということで、従来から回答を差し控えていただいているところをごさいますして、この点、御理解をいただきたいと思います。

○階委員 裁判で言っていることと国会に対して言っていることが矛盾しているんじゃないですかと言っているわけですよ。

裁判では、裁判に影響を与えないから出す必要がないと言っておきながら、国会では、これを出すと裁判に不当な影響が及ぶということを理由に出していない。どっちなんですか。出すことは裁判に影響があるのかどうか、どっちなんですか。端的に答えてください。

○大鹿政府参考人 この裁判におきましては、私どもは被告という立場で、裁判の当事者でございませう。その中で、私ども、原告側の主張に対しまして、必要と思いますところの主張をその都度させていただきます。

まだ現在裁判が係属中でございますので……（階委員「答えていないぞ」と呼ぶ）現在裁判が係属中でございますので、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得るものと考えておりまして、そのために控えさせて

いただいているというところでございます。（発言する者あり）

○越智委員長 財務省大鹿局長、端的に答えてください。

○大鹿政府参考人 裁判に影響を及ぼし得るものと考えております。

○階委員 そうすると、準備書の言っていることはどういうことなんですか。そもそも事実関係について争いがなければ回答の要を認めないというふうに言っていますよ。ここは裁判に影響がないということと言っているんじゃないですか。矛盾しているでしょう。だったら裁判で出すべきじゃないですか。止めてください。（発言する者あり）

○越智委員長 答弁できますか。

手が挙がったので、財務省大鹿局長。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、私どもはそのような主張を現在裁判において行っておりますけれども、その点も含めて、今現在係争中、係属中ということになっておりますので、その点は矛盾しないのではないかとこのように考えます。

○階委員 その点を含めてというのが意味が分からないんですけれども。

明確に、裁判の中では、裁判に影響がない、基礎づける事実について争いがなければ回答の必要がないと言っているわけじゃないですか。だから、裁判に影響があるんだからこういう答えにはならないはずですよ。この回答は矛盾していますよね。

○大鹿政府参考人 当該資料が文書改ざんの状況を表すものであるという考え方から、原告側から求釈明事項の申立てが出ていたわけでありませうけれども、私どもとしては、文書改ざんの事実等についておおむね争いがありませんので回答の要を認めないというふうな答えをしておるところでございます。

○階委員 そのことと、存否も含めてファイルの存在を明らかにするというのが裁判に、与える影響がどのようになる、どのような影響を及ぼすかということについては、別の観点のものだということに考えるべきかと承知しております。

○階委員 ちよつと理解できないので、今の答弁ちよつと整理してもらっていいですか。

○越智委員長 速記を止めてください。（速記中止）

○越智委員長 速記を起こしてください。財務省大鹿局長。

○大鹿政府参考人 お答え申し上げます。私どもとして、訴訟の場において回答の要を認めないという主張を行っていることは事実でございますが、そのことと、影響を与えない、裁判に関係がないということまで申し上げているということではないというふうに御理解をいただきたいです。

○階委員 回答の要を認めない理由が、これはテクニカルな言葉も入っていますけれども、原告の請求を基礎づける事実としての決裁文書の改ざんの経緯や内容等の事実についてはおおむね争いがありませんという理由で回答を要しないと申し上げるわけですよ。請求を基礎づける事実と争いが

ないということは、裁判の勝ち負けには関係ない、つまり裁判に影響がないということを言っているわけですよ。ここでは裁判に影響がないと言っておきながら、国会では裁判に影響があると。まさに二枚舌じゃないですか。おかしいですよ。矛盾していますよ。

それで、こういう言い方で、一方で、国会では、影響があるから出せない、一方、裁判には影響がない、関係ないから出さない。まさにどっちにも出さない、都合の悪いものは隠蔽する、そういう姿勢が今も続いていると言わざるを得ません。

私、大臣に、今のやり取りを聞いていて、是非政治家として答弁を求めたいんですね。

去年、赤木さんが亡くなったときの手記が公開されたときに、国会での質疑において麻生大臣の責任も追及されました。その中で麻生大臣は、問題の発生を許した組織風土を改めないといけない、信頼回復に向け取り組んでいる、大臣としての職責を果たしたいというふうには、これは三月十八日、国会の中で答弁されているわけです。

それから約一年たちますけれども、いまだに、都合の悪いことは適当な理由をつけて、あっちでもこっちでも出し渋っている。これでは信頼回復にはつながらないでしょう。組織風土は全く変わっていないと言わざるを得ませんよ。大臣のリーダーシップでこれを国会に出させてください。お願いします。

○麻生国務大臣 財務省として、一連の問題行為が生じたということに関して真摯に反省とこの間御説明申し上げましたけれども、そのとおりで、

事実、そのとおりにならせていただいていると思っております。

問題は今言っている話ですけども、これは基本的に裁判長の話でもありますので、裁判長の訴訟指揮に委ねることが適切なんじゃないかと思っておりますけれども。

○階委員 裁判長の訴訟指揮に従うというのは当然なんです。訴訟指揮に従った結果、さつきから言っている国側の書面が出てきた。つまり、裁判には影響がないという書面が出てきているわけです。であれば、国会には出していただいているんじゃないでしょうか、大臣。

○麻生国務大臣 それに対する見解は先ほど大鹿から申し上げているとおりなのであって、私どもとしては、その種のことに関しまして、少なくとも、裁判に関係するという話を裁判所以外でということではなくて裁判所というように思っておりますと、先ほど大鹿から申し上げているとおりです。

○階委員 だから先ほど近藤長官に改めて確認したんです。裁判に関係することだから出せないというのとは間違っていて、裁判に関係することであっても基本的には出せるんだけれども、裁判に不当な影響を及ぼす場合には出せないというのが先ほどの近藤長官のお答え。

裁判に不当な影響を及ぼすかどうかが大変なことなんです。国側は準備書面で、裁判に影響がないということを明確に言っているわけですよ。だから出すべきだと言っているわけで、今の大臣の答弁は全く理由になっただけです。出すべきではないですか。不当な影響を及ぼすものとは言

えません。それは国側が自白していることです。だから、出してください。自分の言葉で答えていただければ、本当は出さざるを得ないということが御自身でも分かっているんじゃないですか。是非これは出してくださいよ、本当に信頼回復に努めるのであれば。

私は、財務省としてこれからいろいろ、それこそ財政再建などにも取り組んでいかなくちやいやいという中で、国民に負担をお願いする前に、まずは自分たちが国民から信頼を回復されるような努力をしなければいけないわけでしょう。それが、去年から全く進歩もないどころか、むしろ後退している気がします。

こういういいかげんな理屈で国会の予備的調査を拒否するのはやめてほしい。是非出してください。もう一回、大臣、答弁をお願いします。

○麻生国務大臣 先ほど度々申し上げておりますとおりでありまして、この国家賠償請求訴訟の一方の当事者であります国、私どもとしては、財務省としては、これはあくまでも訴訟の場で国として主張を明らかにした上で、そして証拠に基づいて立証を尽くすということが基本なんだと思っております。訴訟以外の言動等々について訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすべきではない、これはずっと申し上げてきているんだと思っております。

御指摘のファイルにつきましては、現在係属中の国家賠償請求訴訟の話に……（階委員「駄目です、答えていない、そんなこと聞いていません」と呼ぶ）何が答えていないんだ。今のが答えなん



じやないんですか。（階委員「いや、同じことなら結構ですよ」と呼ぶ）同じことを申し上げます。

**○階委員** 大臣は曲解されているんですよ。法制局長官のお答えを聞いていないんですか。法制局長官は、裁判に関係するから、裁判が進行中だから出せないということじゃなくて、裁判係属中であつても基本的には出せるんだけれども、不当な影響を及ぼす場合は出せない、こう言っているわけですよ。

だから、出せないというんだつたら、不当な影響を及ぼすということの理由を述べてもらわないと答えになっていないんですよ。なぜ出すことが裁判に不当な影響を及ぼすということになるのか、ここを明確に答えてください。

**○麻生国務大臣** 先ほど法制局長官の話を聞いていなかったんじゃないかという御指摘ですけれども、まず、聞いておりました、ここにおりましたのでね。まずその点から最初に訂正しておきます。聞いておりました。

その上で、また、これは裁判が始まっておりませんので、裁判の中でどういう段階で出てくるのか、私どもも全く今知らされておりませんから、これが本当に我々にとって不利になるのか、そうじゃないのかどうなのかということに関して、私どもは今、状況がよく分からないというのが正直なところですよ。

**○階委員** よく分からないでは理由にならないんです。不当な影響を及ぼすということは、皆さん方に説明責任、挙証責任があるわけですよ。原則は答えなくちゃいけない、提出しなくちゃいけないだけども、例外として拒み得る事由ということで、裁判に不当な影響があれば拒み得るんだけれども、よく分からないじゃ駄目なんですよ。不当な影響が及ぶということを、大臣は説明責任があるんですよ、出さないんだつたら、ここを説明してくださいとさっきからずっと言っています。裁判に不当な影響を及ぼすとなぜ言えるのか、言ってください。

**○大鹿政府参考人** 先ほど来の答弁の補足をさせていただきたいと思えますけれども、予備的調査を国政調査権そのものと考えた場合であつても、法制局長官がおっしゃられていきますように、裁判所と同様の目的で行われる国政調査については裁判に不当な影響を及ぼすような場合があるということ、一般論として、裁判所に係属中の事件について裁判所と同様の目的で行われる国政調査は基本的には当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るというふうに考えられると思えます。

私どもは、そのような立場に立つて、御指摘のファイルにつきまして、裁判の過程において必要な主張を行いながら、裁判所の指揮に基づいて適切かつ真摯な対応を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、国政調査権を背景とした国会における質疑あるいは質問主意書に対します答弁におきまして、国家賠償請求訴訟の一方当事者である国として訴訟に関わることに付いて回答を差し控えているという例は、国として一般的にあるものと承知をしております。

**○階委員** 本件については、近藤法制局長官からの答弁を前提にして今までやり取りが行われてきました。その中で、今日も確認したとおり、当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査についてはその要求を拒み得るということですので、不当な影響を及ぼしているということを財務省の側で説明できないのであれば、提出するしかありませんよ。さっきからずっと聞いているんだけれども、何が不当な影響を及ぼすか、全然答えていないじゃないですか。

そして一方、裁判で出している書面には、影響を及ぼさないという趣旨のことが書いてある。だから、皆さんが提出を拒む、国会に提出を拒む理由はないと言っているんですよ。不当な影響を及ぼすことがないんじゃないですか。不当な影響を及ぼしているというんだつたら、ちゃんと、不当な影響だ、不当な影響が及ぶんだということを説明してください。このやり取り、ずっとやっていますから。大臣、ちゃんと答えてください。さっきの大鹿さんの……

**○越智委員長** 階君、申合せの時間が過ぎていきますので、まとめてください。

**○階委員** はい。

では、最後に、大臣、不当な影響を及ぼすと考える理由、これだけ端的に答えてください。

**○越智委員長** 既に持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

**○麻生国務大臣** 簡潔に。

訴訟指揮に従います。

**○階委員** 答えていません。答えていません。訴

訟指揮に従うというのは、全然答えていません。

○越智委員長 申合せの時間が経過しておりますので、まとめてください。

○階委員 では、この件については、また改めて質疑をさせていただきたいと思えます。  
以上です。

○越智委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

